

健 健 発 0210 第 1 号
薬 生 総 発 0210 第 1 号
令 和 3 年 2 月 10 日

公益社団法人日本薬剤師会会長 殿

厚生労働省健康局健康課長

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長



新型コロナウイルスワクチンの接種体制の構築にかかる薬剤師
の協力について（依頼）

平素より予防接種行政、医薬・生活衛生行政の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンが薬事承認された際に、速やかに接種を実施できるよう、現在、接種体制の構築に向けた準備が全自治体で進められているところであり、構築に当たっては、多くの医療従事者等の協力が必要となります。

貴会におかれましては、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（1.1版）」（健発0115第1号 令和3年1月15日 厚生労働省健康局長通知）に基づく種々の業務について薬剤師の御協力を賜りたく、つきましては、都道府県薬剤師会及び地域薬剤師会が、自治体や都道府県医師会・郡市区医師会と連携し、各地域の実状に合った接種体制の構築に向け御協力いただけるよう御配慮方よろしくお願い申し上げます。

その際、手引きに記載される薬液充填作業については、その経験を有する薬剤師や薬液充填にかかる研修等を受けた薬剤師に御協力いただくことが望ましい旨併せて御配慮ください。